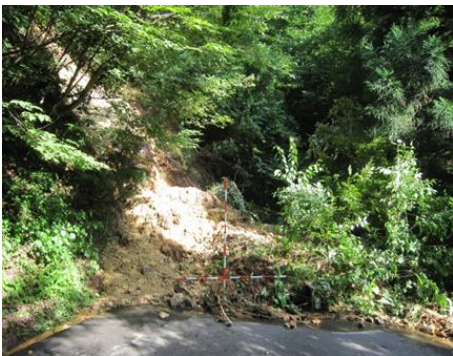




林道施設災害復旧事業のあらまし



林野庁森林整備部整備課

林道施設災害復旧事業

1 事業内容

林地の利用または森林の保全・管理のため、地方公共団体、森林組合等が管理する林道が、自然災害により被災した場合、迅速・確実に復旧する事業

2 採択基準

1箇所工事の費用が40万円以上のもの

3 事業主体

都道府県、市町村及び森林組合等

4 補助率

(1) 基本補助率

- ① 奥地幹線林道(幅員3.0m以上、利用対象森林面積500ha以上)
6.5 / 10
- ② その他林道(奥地幹線林道以外の林道)
5.0 / 10

(2) 高率補助

- ① 単年に甚大な被害を受けた地域の嵩上げ
- ② 連年にわたり甚大な被害を受けた地域の嵩上げ
- ③ 激甚災害指定による嵩上げ

①・②適用の場合 概ね8割

①・②+③適用の場合 概ね9割

高率補助率(過去5ヶ年の実績)

地方負担分には、起債充当が可能(交付税措置)

災害とは、

降雨 洪水 暴風 地すべり 地震 その他異状な天然現象

- ・降雨による災害：24時間雨量80mm以上
- ・暴風による災害：最大風速15m以上
- ・河川の出水による災害：その地点の水位が警戒水位以上
流木、流氷、転石、河状の変化が被災原因
融雪出水のように長期にわたる出水
- ・地すべりによる災害
- ・地震による災害
- ・その他異常な天然現象

※経済効果の小さいもの、過年災、設計不備、施工粗漏、維持管理不良は対象外

災害復旧事業の補助率及び地方財政措置

1 林道施設災害復旧事業の補助率

区分	暫定法補助率			激甚法による嵩上げ		
	通常補助率	単年災・連年災高率補助率				
		一次高率	二次高率	林道1mあたりの負担額が110円を超え200円までの部分	林道1mあたりの負担額が200円を超え500円までの部分	林道1mあたりの負担額が500円を超える部分
奥地 その他	林道1mあたりの事業費が1,000円までの部分 65% 50%	林道1mあたりの事業費が1,000円を超え~1,200円までの部分 90% 75%	林道1mあたりの事業費が1,200円を超える部分 100% 85%	林道1mあたりの負担額が110円を超え200円までの部分 70% 70%	林道1mあたりの負担額が200円を超え500円までの部分 80% 80%	林道1mあたりの負担額が500円を超える部分 90% 90%

奥地100%

都道府県・市町村・森林組合等の負担分(補助残分)

基本補助率 65%

一次高率 90%

二次高率 100%

1000円 1200円
林道1mあたりの事業費

林道1mあたりの負担額（左図赤囲い部分「市町村・森林組合等負担分」について、下図の補助率の嵩上げを適用

激甚指定された際の都道府県・市町村・森林組合等の負担分(補助残)

70% 80% 90%

110円 200円 500円
被災林道1mあたりの市町村・森林組合等の負担分

その他

都道府県・市町村・森林組合等の負担分(補助残分)

基本補助率 50%

一次高率 75%

二次高率 85%

1000円 1200円
林道1mあたりの事業費

注1：暫定法補助率の算定の場合の市町村ごとの1m当たりの事業費は、災害関連事業を除いた事業費で算出する。

注2：その年（単年）又は3ヶ年（連年）に発生した災害により甚大な被害を受けた地域においては、補助率の特例がある。

注：その年に発生した激甚災害に係る林道の災害復旧事業及び災害関連事業の通常補助控除額の総額（補助残）（赤枠内）が、その市町村区域内における総延長のメートル数を180円を乗じて得た額を超える市町村の区域

2 地方財政措置(令和4年度)(林道施設災害復旧事業関係)

区分	起債充当率(%)		元利償還金に対する地方交付税等の措置(基準財政需要額算入率(%)	備考
	現年	過年		
林道施設災害復旧事業	90	80	95	
小災害復旧事業 ※激甚災害時	一般 65		100	農地、農業用施設、林道の災害復旧事業費及び同小災害復旧事業費の合計額が800万円を超え、かつ農地等小災害債の合計額が、限度額※2を超える市町村が対象。起債対象は、1箇所の事業費が13万円以上40万円未満のもの。
	激甚※1 80			
一般単独災害復旧事業	65		47.5~85.5	財政力補正

※1：災害復旧に係る市町村等の負担額がm当たり180円を超える場合。

※2：指定都市(800万円)、人口30万人以上の市(400万円)、人口10万人以上の市(250万円)、人口5万人以上の市(150万円)、その他の市町村(80万円)。

3 激甚災害指定基準(農地等の災害復旧事業等に係る特別措置)

○激甚災害指定基準(本激)

A基準 $\frac{\text{全国の災害復旧事業の事業費の査定見込額}}{\text{全国農業所得推定額}} > 0.5\%$

B基準 $\frac{\text{全国の災害復旧事業の事業費の査定見込額}}{\text{全国農業所得推定額}} > 0.15\%$

かつ、以下のいずれかの基準を満たす都道府県が1以上あること

- (1) 一の都道府県の査定見込額 $>$ 当該都道府県の農業所得推定額 $\times 4\%$ ……の県が1以上
- (2) 一の都道府県の査定見込額 $>$ 10億円 ……の県が1以上

○局地激甚災害指定基準(局激)

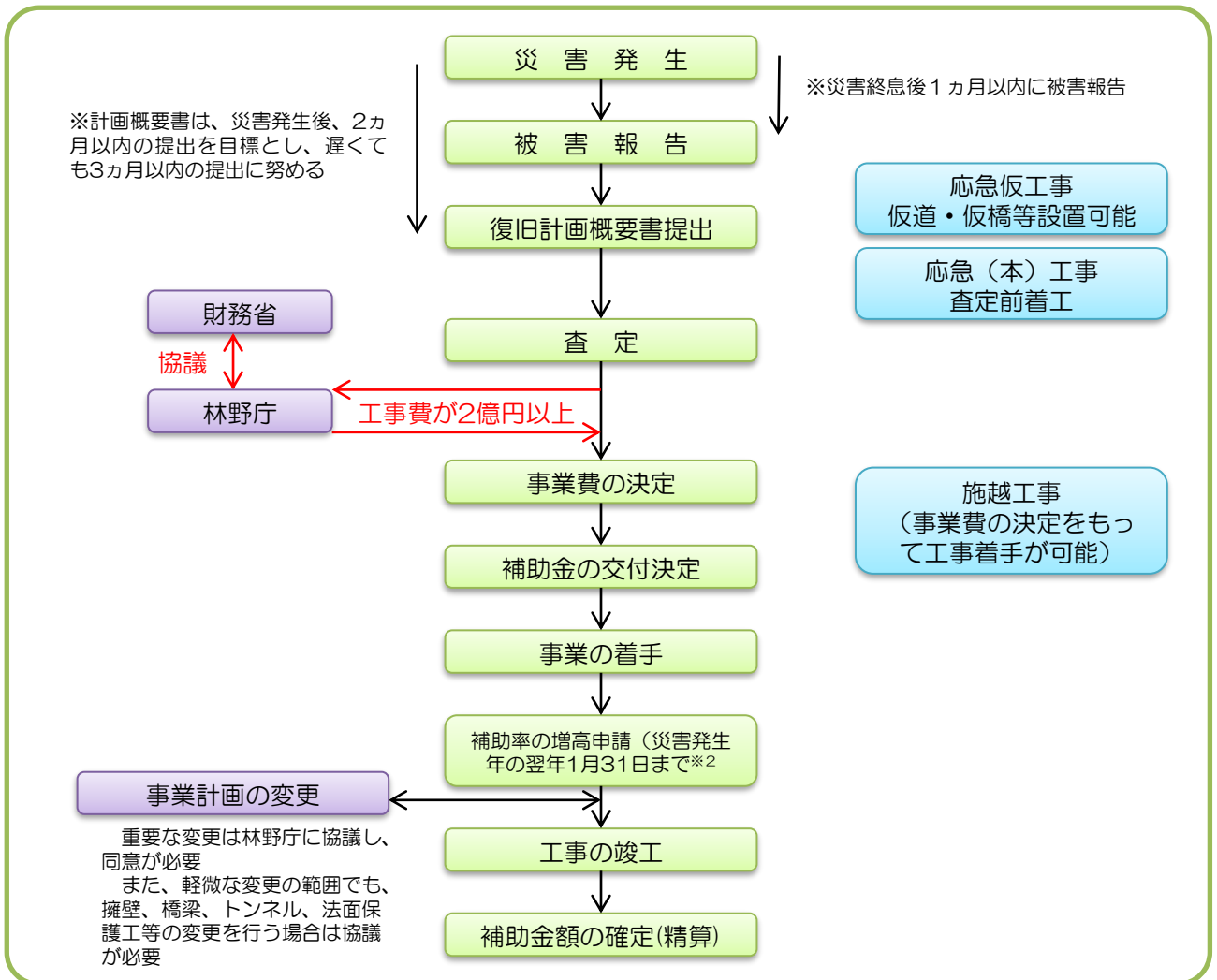
通常指定 $\frac{\text{当該市町村内の災害復旧事業の査定事業費(1千万円以上)}}{\text{当該市町村の農業所得推定額}} > 10\%$

ただし、上記に該当する市町村毎の査定事業費を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く

早期指定 次の事項に明らかに該当することとなると見込まれる災害
 $\frac{\text{当該市町村内の災害復旧事業の査定事業費(1千万円以上)}}{\text{当該市町村の農業所得推定額}} > 10\%$

ただし、当該災害に係る被害箇所数がおおむね10未満のものを除く

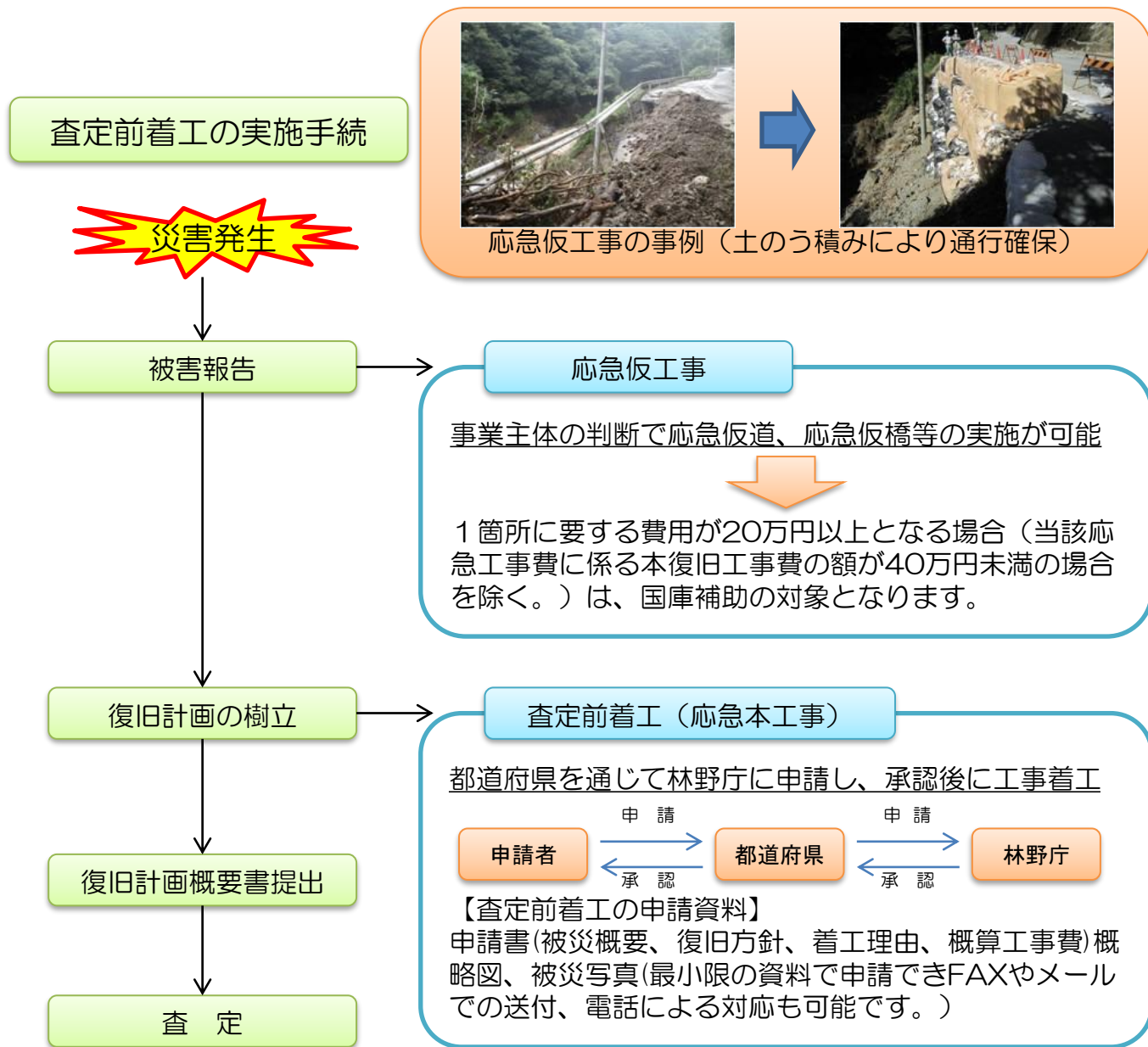
災害復旧事業の手続



査定前着工の活用

趣旨

査定前着工は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度です。
林産物の搬出ができなくなった場合、復旧資材の搬出、地元住民の生活に直結した林道を早期に復旧する必要がある場合には積極的に活用してください。



査定前着工の留意事項

災害査定時までには工事施工中の写真、出来型管理図、その他の証拠書類等によって、被災の状況、工事の竣工、工事費の精算等について整理しておく必要があります。

林道災害復旧事業の復旧事例

崩壊した路体を特殊盛土工（補強盛土工）で復旧

被災時



崩壊した路体を
特殊盛土工（補
強盛土工）によ
り復旧



竣工



洗掘により被災した舗装路面を復旧

被災時



洗掘により被災
した舗装路面を
復旧



竣工



問い合わせ先

林野庁 森林整備部 整備課 災害対策班

直通電話 03-6744-2304